

武蔵野市子どもプラン推進地域協議会
(令和6年度第2回)
議事録

日時：令和6年8月26日（月）

場所：対策本部室・オンライン

武蔵野市子どもプラン推進地域協議会（令和6年度第2回）

○日 時 令和6年8月26日（月） 午後6時～午後7時50分

○場 所 対策本部室・オンライン

○出席委員 松田会長、箕輪副会長、半田委員、加藤委員、西巻委員、土屋委員、
伏見委員、高島委員、五十嵐委員、村松委員、古堅委員、阿部委員、
横山委員、赤羽委員、佐藤委員、上澤委員、金守委員、千村委員、
住田委員、樫本委員

○事務局 子ども家庭部長、教育部長、子ども子育て支援課長、子ども育成課長、
教育企画課長、統括指導主事ほか

1 開 会

【子ども子育て支援課長】

定刻になりましたので、子どもプラン推進地域協議会を始めさせていただきたいと思
います。皆さん、こんばんは。本協議会事務局を務めます子ども子育て支援課長の久保田と
申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の会議について、記録用に録音させていただいておりますことをあらかじ
めご了解いただきます。

議事録につきましては、本日の配布資料とともに、後日、市ホームページに掲載させて
いただきます。なお、録音した音声につきましては、議事録を公開した時点で削除させて
いただきます。また、前回の協議会の会議録につきましては、既に市ホームページに掲載
させていただいております。よろしくお願いいたします。

また、本日の会議は、オンライン参加のご希望の委員がいらっしゃいましたので、一部
の方は Zoom でのご参加となっております。Zoom でご参加の委員は、ご発言のとき以外は
ミュートの設定にさせていただくようお願いいたします。ご発言の際はミュートを外してお
名前をおっしゃっていただければ、司会者から指名いたします。会場で参加される委員の

皆様も、ご発言の際は、机上のマイクではなく、お返ししますハンドマイクをご使用ください。また、オンラインで参加されている委員や傍聴の方がいらっしゃいますので、発言の前にお名前をおっしゃっていただいてから、ご発言をお願いいたします。

それでは、これより武蔵野市子どもプラン推進地域協議会を始めたいと思います。協議会の終了は午後7時半を予定しております。

これ以降の進行ですが、会長と副会長が遅れておりますので、大変申しわけございません、順番を入れかえさせていただいて、3「報告事項」の「令和6年度第1回子どもの権利部会（令和6年7月1日開催）報告について」から始めさせていただければと思っております。会長にかわりまして、進行は私、久保田のほうでやらせていただきます。

3 報告事項

令和6年度第1回子どもの権利部会（令和6年7月1日開催）報告について

【子ども子育て支援課長】

3「報告事項」に参ります。「令和6年度第1回子どもの権利部会（令和6年7月1日開催）報告について」、事務局から資料の説明をいたします。資料9、10、11をご覧ください。

資料9です。前回の子どもの権利部会で行ったことについて簡単にご説明させていただきます。

新年度に入りまして、第1回の権利部会ということで、部会長から、子どもの権利について、資料10のスライドを使っただきながら、ご説明を受けました。

簡単にご説明させていただきます。子どもの権利部会では、今回の検討事項としましては、子どもの相談・救済機関開設に向けてということで、現在準備している子どもの権利擁護センターの開設について中心にご説明いただきました。

2「子どもの権利擁護委員制度（子どもオンブズパーソン）の特質」です。①子どもの権利保障の観点から既存の相談窓口の課題を克服する。②子どもの不安な気持ちを受けとめ、困り事について一緒に考え、もう大丈夫と思えるまで寄り添い続ける。③子どもの最善の利益を常に考慮した活動を心がける。④裁判とは違い、子ども自身が簡単に権利救済を求めることができ、比較的短期間に解決を図ることが可能。⑤個別の子どもが抱える問題から社会の変革（制度改善）につなげることができる。こういった特質が子どもの権利擁護委員制度にあるというご説明をいただき、また、この機能を使って、どのように救済

活動を行っていくかというアプローチなどについてご説明をいただきました。

その具体例として、5「小金井市子どもオンブズパーソンの活動」などをひもといていただき、ご説明をいただきました。

7「部会での主な質疑」として出されましたのは、①想定される相談件数です。小金井市では初年度、年間50件程度で、夜の7時までという開設時間だったところ、武蔵野市では開設時間が午後5時までと、短くなりますので、年間50件は行かないのではないかなというのが半田先生からの回答でした。周知啓発を進める中で相談件数が増えていく活動を展開していきたいと考えております。

②子どもの権利擁護委員会ではなく、委員であることの意義は、まだどのような相談機関にするかという方向性をお示しできておりません。独任制や合議制など、あり方によって変わってくる部分もありますが、委員のそれぞれの活動も含めて「委員」としております。

③既存の相談窓口との違いですが、虐待やいじめという深刻なことだけではなくて、心のモヤモヤ、子どもたちが悩んでいることに関わり幅広く相談を受けることができるのが権利擁護センターの特質であるとお答えいただいております。

④中学生以上への周知方法についても、ご提示いただきましたが、第六中学校などでも道徳地区公開講座で子どもの権利についてお話しいただいたり、中学生に響くような広報、啓発について、これから校長先生からご助言をいただきながら考えていくという質疑がございました。

資料 11「子どもの権利擁護機関（相談室）の設置について」をご覧ください。ただいまご案内いたしました子どもの権利擁護委員が実際に子どもたちの相談を受ける機関として、子どもの権利擁護センターを10月1日に設置予定です。場所は市役所西棟の7階のフロアに、今、会場をつくりまして、準備を進めているところです。

3「運営体制等」です。職員としましては、非常勤特別職として擁護委員が3名、相談・調査専門員が2名、事務局職員が1名ということになっております。（2）開所日等として、月曜から金曜までの9時～5時で出勤はしているのですが、（3）相談受付は、木曜日を除く平日、月、火、水、金の午後1時から午後5時とさせていただきたいと考えておりますが、相談内容によっては夜間や閉所日での相談にも可能な限り応じていきたいと考えております。

4「相談方法等」ですが、電話、来所、手紙、メールによる相談を受けていく予定です。

5「今後のスケジュール（案）」です。現在、開設記念のイベントを、夏休み中ということで8月31日までやっておりまして、景品の交換は9月30日まで受けております。その後、9月の後半に市民向けと関係者向けで分けて内覧会を実施し、10月1日に開設したいと思っております。また、11月4日の子どもの権利の日イベントでは、子どもの権利擁護センターの開設について広く周知したいと考えております。

報告事項については以上です。何かご質問等がございますでしょうか。

では、会長がいらっしゃいましたので、ここからの進行は会長にお願いします。

【会長】

皆様、こんにちは。

それでは、引き続き議事に入らせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

2 議 事

（1）第五次子どもプラン武蔵野 実施状況報告（最終）について

【会長】

それでは、まず（1）「第五次子どもプラン武蔵野 実施状況報告（最終）について」でございます。事務局から資料の説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【子ども子育て支援課長】

資料1「第五次子どもプラン武蔵野 令和5年度施策実施状況報告書（最終報告）」をご覧ください。今動いております第五次子どもプランの各施策について、昨年どのように進捗しているかという報告になっております。毎年度冊子の形で作成しているものの最終版となっております。今日は時間の関係上、触れませんが、一読いただいて、令和5年度の取り組みと少し違うんじゃないかということや、もう少し書き込んでいただきたいというご意見がありましたら、事務局にお寄せいただければと思っております。

続きまして、資料2「第五次子どもプラン武蔵野施策体系図（事業一覧）」というA3のホチキスどめのものをご覧ください。こちらにつきましては、今ご説明した第五次子どもプラン武蔵野において各年度でやってきた取り組み状況が、第六次プランにどのように引き継がれるかを可視化した一覧表になっております。見ていただくとわかるのですが、真ん中の「今後の方向性」が、第六次プランに向けてどのように引き継ぐかというもので、

ほとんどが「○継続」になっているので、第五次子どもプランでやっていた施策が第六次子どもプランにそのまま引き継がれるものになります。中には、完結したもの、また、形を変えて引き継がれるものなどもございます。今回はそういったものを中心にご説明させていただきます。

事業番号の3「子どもの権利条例（仮称）の検討」です。今、子どもの権利擁護センターのこともご説明しましたが、令和4年度に子どもの権利条例が制定されまして、令和5年度から動いていますので、「◎完了」ということで、今後は子どもの権利条例に基づいたまちづくりというところで第六次プランから新しい施策を展開します。

続きまして、6「新たな複合施設の必要性の検討」につきましても、令和3年度に複合施設の必要性及び複合施設の基本的な考え方について検討委員会をつくりまして、検討を行った上で、方向性について市としては一定の方向性を出したところです。現在、この状況を踏まえまして、保健センター及び複合施設庁内検討委員会ということで、庁内会議の中で議論を進めながら、また、議会からご意見をいただきながら、保健センターの複合化について検討しているところですので、一旦複合施設の必要性の検討は「完了」とさせていただき、第六次プランは新たな保健センターの議論の中で記述をさせていただければと考えております。

10「重症心身障害児、医療的ケア児など特別な支援が必要な障害児への支援体制の整備」につきましてもは順調に継続されているところなんです、児童発達支援センターなどの新しい取り組みがこの5年間で出てまいりましたので、第六次プランでは、また形を変えて引き継いでいくことになるので、「変更」とさせていただいております。

3ページ目をご覧ください。54「子育てひろばと共助による子育て支援の充実」も「△変更」とさせていただいているのですが、こちらは「○継続」の間違いでしたので、この場で修正をさせていただきます。

57「訪問支援事業の充実の検討」につきましても、この5年間で継続して、順調に進んでいるところですが、今後は利用者支援事業の中で検討していくことになりますので、また形を変えて展開するというので「変更」とさせていただいております。

66「保育に関する適正な費用負担のあり方の検討」は、令和4年度に保育料審議会の中で審査がなされまして、現状の設定の継続が適当という答申を受けておりますので、一旦完了させていただきますが、また次回の保育料審議会の中で検討することになると思います。

続きまして、4ページをご覧ください。77「子どもの医療費助成の拡充」です。事業としては令和2年度から準備して、令和3年度から開始しているところですが、令和4年度には市の事業としては一旦完了し、令和5年度からは都制度に移行しておりますので、こちら「完了」として、都制度の中で進めていくことを第六次プランの中で展開していくことになります。

90「市立保育園の役割・あり方の検討」につきましても、令和2年度に市立保育園のあり方検討有識者会議を開催し、整理を行っているところですので、「完了」とさせていただき、そのときの整理に基づき、新しい市立保育園のあり方について第六次プランで展開していきます。

次に、5ページ目をお願いします。104「このとりベジタブル事業」につきましても、もともと健康課が実施する赤ちゃん訪問事業ですが、令和5年度から産業振興課の事業に変更しておりますので、その旨を記載しております。

6ページ、125「中学生・高校生の居場所の検討」は、中高生ワークショップ及び子どもの居場所の検討について、子ども子育て支援課から児童青少年課に移管がなされて、今年度から新しい展開がされておりますので、「変更」とさせていただいております。

7ページをお願いいたします。146「スポーツ施設ネットワークの構築」です。これは令和2年度に市の事務事業見直しを行いまして、令和3年度以降は事業廃止となっておりますが、インターネットなどを活用した講座の情報を集約して発信できる仕組みなどを行っているところですので、現在は「完了」ということで、違う形で第六次プランに引き継がれることになります。

また、154「英語教育の充実」も、令和4年度に一定程度の事業改善を図ることができて、「完了」とさせていただいておりますので、次には引き継がない形になります。

最後、8ページ目、184「新学校給食桜堤調理場の整備」です。令和3年度に新しい桜堤調理場の建てかえが完了して、現在、給食を提供しているところですので、こちらについても「完了」とさせていただいております。

以上のように、「完了」となったもの、「変更」となったものが第六次プランの中で形を変えてまた違う展開をしているところですが、ほかのものについてはおおむね順調に市の事業として継続して動いていることがご確認いただけたと思いますので、こういったところも皆さんに見ていただきながら、第六次プランをつくっていければと思っております。

事務局からは以上です。

【会長】

主に「完了」と更新というところに焦点を当ててご説明いただきましたが、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、こういう形でさらに進めていただくということで、次の議題に移ってまいりたいと思います。

(2) 第六次子どもプラン武蔵野 ニーズ量の見込みと確保方策について

【会長】

次は、(2)「第六次子どもプラン武蔵野 ニーズ量の見込みと確保方策について」でございます。それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

【子ども子育て支援課長】

資料3「子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』と『確保方策』について」をご覧ください。こちらにつきましては、第1回の会議でご説明しました子どもに関するアンケート調査を、クロス集計などを行った上で「量の見込み」に落とし込みまして、市のこれからの第六次プランでどのような施策の展開がいいのか、また、その量としてはどれぐらい確保すべきなのかということを示すために用意したものになります。このA4の資料につきましては、「量の見込み」とはどのようなものを説明しておりますので、簡単にご説明させていただきます。

子ども・子育て支援法においては、市町村は、国が示す基本指針に即して5年に1回、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされています。計画の中では、各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と対応する提供体制の「確保方策」の内容を定めることとなっておりますので、今回、第六次プランの中で一緒に定めたいと考えております。

「量の見込み」の考え方です。量の見込みの算出に当たっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等、先ほど申し上げたニーズ調査の結果から、就労状況や希望等を踏まえた潜在的な「家庭類型」に分類して、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出した上で、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出する。この「量の見込み」は国がこのように定めているところに当てはめて出しております。

潜在的家庭類型につきましては、家庭類型を8タイプに分けた上で意向調査を行ってい

るところです。

裏面をお願いします。利用意向率につきましても、ちょっと難しいので、簡単にご説明しますが、「利用したい」と回答した人の割合が全体の中でどれぐらいかというところではかる形で、そのパーセンテージを見ます。

「確保方策」につきましては、先ほどの利用意向を見て、どれぐらい提供するのいいのかということで具体的な目標を設定して、年次計画を作成しております。ただ、やはり実際にはこのニーズ調査だけでは見られない実績値などもございますので、確保方策については後で説明しますが、各所管、かなり工夫してお出ししております。その点についてはご留意いただければと思っております。

続きまして、資料4-1「1-1 幼児期の学校教育・保育における目標事業量（ニーズ量の見込みと確保方策）」をご覧ください。A4横長のものになります。こちらは1号から3号までの教育・保育の量の見込みについて記載したものになります。詳細については子ども育成課からお願いいたします。

【保育施策調整担当課長】

資料4-1について説明させていただきます。

まず、何の量の見込みを算定しているかというところがございます。保育園と幼稚園の1号認定、2号認定、3号認定がございまして、1号認定につきましては、満3歳以上の就学前子どもで子ども・子育て新制度等に移行した幼稚園認定こども園での教育を希望する場合という区分でございます。2号認定につきましては、満3歳以上、保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合の区分でございます。3号認定につきましては、満3歳未満、保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合の認定区分でございます。3つの区分に対して「量の見込み」と「確保方策」について算定した表でございます。

先ほど、考え方につきましては、資料3のとおりで積算することとなっているのですが、ニーズ量と実績に差異がある部分につきまして検討した結果、第1号につきましては実績に比べてニーズ量が過小に推計されているということで、過去4年間における利用実績をもとに算出した年齢別人口に対するニーズ率を、令和4年度に策定した最新の市の人口推計に乗じて、補正値を積算して確定しているものでございます。第3号認定、2号認定については、逆に実績に比べてニーズ量が過大に推計されているということで、申込者数をもとに算出した過去5年間におけるニーズ率を、先ほどと同様に最新の市の人

口推計に乗じて補正値を積算して策定しているということでございます。

確保方策につきましては、各定員に基づいて積算しているところでございます。

以上、ご報告させていただきました。

【子ども子育て支援課長】

こちらの資料に入る前に、そもそも武蔵野市の子どもたちがどういう状況かをご説明したほうがよかったのをすっかり失念しておりました。皆様、お手元の資料5「第六次子どもプラン武蔵野 中間のまとめ (ver. 1)」に、次の議題ではあるのですが、現状の子ども状況をグラフにして示しております。こちらを見ていただくと、子どもの人数の状況、保育と幼稚園の状況が少しわかりやすくなっております。順番が前後して申しわけないのですが、簡単にご説明させていただきたいと思います。

9 ページをご覧ください。武蔵野市の子どもの状況です。(1) 人口、世帯数の推移です。皆さんご存じのとおり、武蔵野市の人口は令和4年度をピークに微減しておりますが、全体では世帯数は非常に伸びておりまして、(2)、0歳から14歳までの年少人口の割合は、令和6年1月現在で11.8%。東京都全体から見ると、やや高くなっておりますが、近隣市に比べますと構成比はやはり低くなっているのが武蔵野市の現状でございます。

(3) 総人口における就学前児童数の推移です。就学前児童なので、全体の児童数ではないのですが、就学前児童数はここ数年、緩やかな減少傾向となっております。割合も5年連続で下降している状態で、子どもの数がちょっとずつ減ってきているのがご覧いただけると思います。

(4) 合計特殊出生率につきましても1.12%ということで、武蔵野市は微増しているところではありますが、やはり東京都なども非常に落ちてきており、この辺も見逃せないところかと思います。

11 ページをお願いします。(5) 0歳児から5歳児の施設利用の状況です。本年5月1日の速報になりますが、保育施設は全体で54.3%の利用、幼稚園につきましては20.1%、家庭保育は25.6%という状況になっております。

(6) でその推移を書いておりますが、保育園の人数は横ばい、微減になっているところですが、幼稚園のほうが増少しているというのが、今、集計中になっておりますが、見てとれるかと思います。

そういった状態で12 ページ、(7) 認可保育施設入所児童数の推移につきましては、入所率95.7%ということで、非常に高い入所率を誇っております。

(8) 市立小・中学校に通う児童・生徒数の推移です。中学校につきましては横ばいないし微増で、小学校につきましては非常に伸びているところが見てとれるかと思います。これが令和5年度までの形になります。

14 ページからは、将来人口推計ということで、将来的に、第六次プランの間にどうなるかです。

15 ページです。武蔵野市の将来年齢3区分人口ということで、先ほどの年少人口につきましては、第六次プランが令和12年までですので、近くで令和14年で見ますと、1万6,000人というところで、減少が予想されております。また、割合につきましても10.7%ということで、速いスピードで割合が下がってくるのではないかとということが予想されております。

16 ページは0～11歳までの人口推計になりまして、年少人口とはちょっと違うのですが、こちらにつきましても、未就学児が令和7年度では6,300人だったところが、令和11年、12年になると6,100人ぐらいということで、かなり減っていますし、就学児につきましても7,400人が6,500人と、かなり減ってくるという見込みを第六次プランの中では持っております。

こういったことを背景に、先ほどの確保方策なども見極めて立てていきますので、ご参考にしていただければと思います。大変失礼いたしました。

資料4-2にお戻りいただければと思います。

今度は子ども・子育て支援事業における目標事業になります。それぞれ所管が違いますので、所管から説明させていただきたいと思います。

まず、時間外保育事業からお願いします。

【子ども育成課長】

時間外保育事業について説明させていただきます。こちらは、保護者の就労の実態、通勤時間等を考慮して、必要なお子様に基本保育時間に加えて保育を実施しているものになっております。

令和5年度の利用実績としましては1,112人ございました。令和6年度の定員については3,608人ございます。先ほど説明のありましたニーズ量の見込みですが、1,309人から人口推計上の減少を見込んで緩やかに減っていくであろうと考えております。

実は令和6年度1,112人の中で、令和7年度は1,309人という、潜在的なニーズも含んで、ここをどう見たのかという話です。もともとコロナの前から延長保育につきましては

徐々に利用実数が減っているという実態がございました。コロナ禍においても引き続き減少し、全体的な傾向は減っております。一方で、保護者の方の働き方として、コロナをきっかけに在宅勤務も広がっていったのですが、在宅勤務から出社する形態に戻り始めている保護者の方々もいらっしゃいますので、そういったことも見越して一定量、増えるのではないかといいところもあって、1,309人としております。

確保方策としましては、3,592人というところで、令和6年度の定員とほぼ近い数字になっております。確保不足数についてはこの5年間、充足するであろうと考えております。以上です。

【子ども子育て支援課長】

続きまして、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）についてご説明いたします。

【児童青少年課長】

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の利用実績は、実際に学童クラブに通っていた人数でございます。公設民営、いわゆる子ども協会がやっている各学校にある学童クラブと民間学童クラブの5カ所を合わせたものでございます。令和6年の定員は、公設で持っているところに加えて民間学童クラブの5カ所の定員を含めたもので、1,814人となっているところでございます。

先ほど資料5でも説明がありましたように、武蔵野市の児童の数は数年前までは保育園が足りないということで、保育園が不足している状況。今、その波が小学生になっているということで、今が学童のピークの状況でございます。

資料5の13ページに、各学童の在籍児童数の令和2年から6年までの推移が載っているのですが、一貫して増えてきている。定員が毎年50人、100人ずつ増えてきているのが見てとれるかと思います。それがついに今年度ちょうど増加がとまったところでございます。ただ、増加がとまったといっても、東部地域は若干子どもの数が減ってきている。中央の三鷹駅エリアは現状維持か微増・微減ぐらいが多い。西のほうはまだ増えているという状況で、数が増えるのはとまったのですけれども、今後は地域差が少しずつ出てくる状況になるのかなというところでございます。

そんな中、保育園は自由に通うことができるのですけれども、学童は学校に付随していることから、特例はありますけれども、基本は通っている学校の学童にしか通えないと考えていただくと、今後は学童ごとに少しずつ差が出てきちゃうところがある。定員が余っちゃう学童もあれば、まだ足りない、施設整備をしなきゃいけない学童が出てくる可能性

があることを前提として、資料４－２の確保方策のところなのですが、基本的には現状、武蔵野市は３年生までしか受け入れていません。障害のある児童に関しては４年生以降も受け入れるという形でやっております。今回の確保方策 1,650 というのは、今整備した令和６年度の定員数でございます。１年生、２年生、３年生で令和７、８、９、１０とございますのは、現状の児童の数、そして今後の未就学の児童の数から入会率等の推移を掛け合わせてつくっているものでございます。これは児童青少年課及び教育委員会で学級増対策会議といいまして、学校のクラス数を決めるための会議で児童の数の推計を出して決めている数字となっております。この数字を見ていきますと、今後もこの山は若干続くのですけれども、なだらかに下がっていくのではないかと考えられている次第でございます。

一方、高学年の学童の入所も潜在的なニーズはありまして、要望としては４年生まで入れてほしい、５年生、６年生も入りたいという方もいらっしゃいます。このニーズにつきましては、先ほど資料３「子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』と『確保方策』について」に基づいて数値を出しているところでございます。

確保方策ですけれども、やはり高学年につきましては、現状、学童も学校の空き教室を基本的に使っております。児童が増えると当然 35 人学級の影響もあり、空き教室がなかなか出ないということもあって、どんどん施設整備をするのはなかなか難しい状況でございますので、高学年に関しては、現状まだ不足するところではございますが、これが何年もたっていくと、低学年児童だけでなく、高学年児童の受け入れも可能になる時代が来ることもあるのかなと考えている次第でございます。

以上でございます。

【子ども子育て支援課長】

続きまして、子育て短期支援事業です。

【子ども家庭支援センター担当課長】

子育て短期支援事業についてのご説明をいたします。こちらはお子様を児童養護施設に委託して、宿泊でお預かりする形の事業となっております。令和５年度利用実績は 165 泊となっております。ニーズ量の見込みにつきましても、実際、機械的に計算しますと過大に出てきましたので、こちらは実態に合わせて補正しているところとなっております。ニーズ量は 200 人ぐらいまで行くかなというところを見越しておりまして、確保策は現状、732 日、押さえていますので、「充足」という形で考えております。

続きまして、地域子育て支援拠点事業についてのご説明をいたします。

未就学のお子様を抱える家庭の方が親子で通える、週5日以上、1日6時間以上開所している常設の子育て・親子ひろばが現在9カ所ございますので、そちらのニーズ量の見込みについてと今後の確保方策になります。令和5年度の利用実績ですけれども、年間延べ利用者数が5万5,000人強となっておりますので、児童人口の減は見込まれているところではありますが、通われる方については今のところ、増えていく見込みとなっております。それに合わせてニーズ量の見込みとしても、拠点を令和9年度に1カ所増やすことを予定しておりまして、10カ所という形で計画をしていきたいと考えているところでございます。

【子ども子育て支援課長】

続きまして、一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）について。

【子ども育成課長】

幼稚園在園児対象の預かり保育です。ここの数字の算出の仕方を第五次子どもプランから変更しております。幼稚園に通う子どもの数え方として2通りの考え方があります。1つは市民ということに注目して、市内の幼稚園に通う児童、市外の幼稚園に通う市民のお子さんという考え方、もう一つが、場所に注目しまして、市内の幼稚園にある市民の児童と市外在住のお子さんが市内の幼稚園に来るという考え方です。今までは市民というところに注目してまして、市民児童が市内の幼稚園、市外の幼稚園に通っている人数をニーズ量の見込みとして積算しておったのですけれども、実際に行政として施策を検討する上では、市内の幼稚園に視点を置いたほうが良いというところで、今回は市内の幼稚園に通う市民と市外からの児童のニーズ量の見込みを算出しております。改めて利用実績を出しております、9万2,667人となっております。

ニーズ量の見込みです。1号は幼稚園に通っているお子様の人数で、2号も実際に幼稚園に通っているお子様なんですけれども、新2号ということで、幼稚園に通っていて、保育園のように保育の必要性の認定を受けた場合、一時預かりの補助を受けられるのですが、その人数の比率を出して、この1号と2号の人数を算出しております。確保方策に関しては市内の幼稚園の定員と開所日数を掛け合わせて算出しております。

全体的なニーズ量の見込みのトレンドとしましては、令和7年から8年にかけて1号認定のところが若干増えておりますが、その後、緩やかに減少していくのではないかと考えております。

2号認定のところは横ばいになっておりまして、保育の必要性の認定を取っている保護

者、つまり保護者両方が働いている、いわゆる保育園に子どもを預けている保護者が増えてきつつございますので、一定の数字とさせていただきます。

続きまして、一時預かり事業の幼稚園在園児対象のほうです。令和5年度利用実績は記載のとおり 9,461 人です。ニーズ量の見込みにつきましては、1 万 4,997 人という令和7年度の人数から、人口推計をもとに、傾向としては緩やかに減っていくのではないかと見ております。

確保方策としては、保育所や地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センターの人数を積算しております。確保不足数は充足するのではないかと考えております。

このニーズ量の見込みを出すに当たって、市の第六期長期計画・調整計画の中でも一時預かりに関してはニーズもありまして、拡充が必要であるということが記載されております。一方で、実績に対して、そこまで大きな開きはない数字になっているのですが、背景には東京都のほうで今、ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業をやっております。ベビーシッターが在宅における保育もしくは公園とか、在宅に限らない場所でも一時預かりを実施してくれる事業で、上限時間はあるのですけれども、東京都が全額補助する形で実施しておりまして、利用者数は年々増えております。先ほどの表にある子ども・子育て支援事業は、基本的には施設における一時預かりを想定しておりますが、それ以外の場面における一時預かり事業も今、サービスとしては広がってきておりますので、先ほどの表に戻りますけれども、ニーズ量を現在、約 1 万 5,000 人で見込んでおります。

続きまして、病児保育事業についてもご説明させていただきます。令和5年度利用実績が 712 人となっております。一方で、ニーズ量の見込みは 1,823 人、確保方策は 2,892 人で、「充足」とさせていただきます。令和5年度の利用実績につきましては大分回復しつつあるのですけれども、コロナの影響で病児・病後児保育施設で保育をすることに、一時的にですが利用がとまっていた面もありますので、実績としては 712 人となっております。

一方で、従来から病児・病後児保育については一定のニーズがあるというところと、感染症が流行ったタイミングと同じようなタイミングで保護者の方が実際にお申し込みをされるので、ニーズと実際の供給のマッチングが難しい側面がある事業になっております。ニーズ量の見込みとしては倍近い形になっているのですけれども、実際もそれぐらいのニーズがあるのではないかとこのように、このような記載になっております。ほかの事業同様、人口推計をもとに見込みとしては年々減少の傾向にございます。

以上です。

【子ども子育て支援課長】

続きまして、就学後の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

【子ども家庭支援センター担当課長】

就学後の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、いわゆる有償のボランティアという位置づけになりますが、サポートしてほしい方とサポートしたいという方をマッチングする事業として行っているところでございます。

令和5年度の利用実績としては955件ございまして、未就学のほうは先ほど一時預かりのところで計上しておりますが、こちらは就学後のみの実績となっております。過去5年間、年々増加傾向にありますし、就学後の児童についても増加傾向、まだそこまで大きく下がっている状況ではございませんので、ニーズ量が増えていく形で見ております。

確保方策につきましても、サポート会員という形で、サポートする方については育成、養成していきたいと考えておりますので、そこに合わせて確保を増やしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

【子ども子育て支援課長】

続きまして、利用者支援に関する事業（利用者支援事業）です。

【子ども家庭支援センター担当課長】

利用者支援事業は、類型としては3つございまして、基本型はいわゆる地域子育て支援拠点事業の中で日常の相談に応じる形で適切なサービスをご案内する。特定型は、保育コンシェルジュと言えは皆様、なじみがあるかなと思いますけれども、待機児対策等に端を発した保育園の適切なご案内という形で相談に乗るところで、今、市の子ども育成課で配置しているところでございます。もう一つは、子ども家庭センター型です。児童福祉法の改正がございまして、令和6年度から新たに類型として追加されました。令和5年度までは母子保健型という形で設置していたところになりますが、法改正がありまして、令和7年度以降の計画にはこのように記載しているところです。

現状の利用実績は、利用者支援事業基本型につきましては3カ所、特定型については1カ所、5年度について子ども家庭センター型は法改正前ですので0カ所になっております。令和7年度以降につきましては、基本型、特定型としては現行、増やす予定はございませ

るので、このままの箇所数で行きたいと考えております。子ども家庭センター型につきましては、令和6年度から設置しておりまして、その箇所数のまま推移していくことを予定しておりますので、「充足」という形としております。

【子ども子育て支援課長】

裏面をお願いいたします。妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）です。本日は健康福祉分野の職員が来ておりませんので、詳細なことはご説明できないんですが、記載させていただいているとおり、「充足」ということで予定させていただいております。

続きまして、乳児家庭全戸訪問事業です。こちらにつきましても、記載のとおり「充足」ということで予定させていただいております。

続きまして、養育支援訪問事業です。

【子ども家庭支援センター担当課長】

養育支援訪問事業についてご説明いたします。児童虐待等家庭に特別な支援が必要な方に対して、助産師や社会福祉士、専門的な資格を持つ方が個別に支援にお伺いするというものになっております。基本的に前回の子どもプランの中でもそうですが、ニーズ量、確保方策はそれぞれ実績に合わせた形でさせていただいておりますので、今のところ、このあたりの推移で対応させていただければと考えております。

以上です。

【子ども子育て支援課長】

続きまして、実費徴収に係る補足給付を行う事業です。

【子ども育成課長】

幼稚園、私学助成園と呼ばれるところで提供される給食費等のうち、おかずやおやつなどの食材料費が免除になる場合がある者に対する補足給付という事業になっております。対象者の方は要件がありまして、限定されているのですけれども、令和5年度は550月分の利用実績がございました。例年、このぐらいで推移していたという実績を確認した上で、確保方策として令和7年度以降も600と見込んでおります。

続きまして、多様な事業者の参入促進・能力活用事業です。小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、市の定める基準に適合した集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から利用料の一部を助成しているものです。認可保育園とか幼稚園といった場所ではなくて、その他の場所で保育を実際に受けている保護者の方を対象にしたものになっております。令和5年度の利用実績としては、延べ利用人数と

して 340 人になっております。例年の実績に鑑みて、確保方策につきましても、令和 7 年度以降、360 人とさせていただいております。

以上です。

【子ども子育て支援課長】

最後に、子育て世帯訪問支援事業と児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業は、第六次プランから新たに入った利用量の表になっております。この 5 年間の中で児童福祉法の改正がありまして、家庭支援事業として位置づけられたものになっております。子育て世帯訪問支援事業と親子関係形成支援事業につきましては、ご覧いただいているとおり、「充足」という形で予定をしているところなのですが、児童育成支援拠点事業につきましては、本市の中でどのように実施していくかというところの検討がもう少し必要ですので、これについては空欄もしくはスラッシュという形で示して、プランの中で検討するという記述にしたいと考えております。

以上が、子ども・子育て支援事業における目標事業量、ニーズ量の見込みと確保方策の説明になります。長くなって申しわけございません。ありがとうございました。

【会長】

大変丁寧にご説明いただきましたけれども、量の見込みあるいはニーズ量というものの考え方と、確保方策の間にある実績値だとか見方、考え方ということをご説明いただいたという次第かと思います。個別の事業に関してでも結構ですので、何かお気づきになられた点とかご質問、ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

若干情報量が多いのと、これをどう考えていけばいいのか、なかなか難しいところでもございますので、差し支えなければ、見ていただいて、この後も関連事項の中で取り上げていただくということで、質問があった時点で事務局にお願いすることとし、本日もし何もなければ、このまま進めさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。——ありがとうございます。

(3) 第六次子どもプラン武蔵野（中間まとめ）について

【会長】

次に、(3)「第六次子どもプラン武蔵野（中間まとめ）について」に入らせていただければと思います。それでは、説明をよろしくお願いいたします。

【子ども子育て支援課長】

資料5、先ほどもご覧いただきました冊子の「第六次子どもプラン武蔵野 中間のまとめ（ver. 1）」をご覧ください。この第1回など、この間、昨年度からご検討いただいております第六次子どもプラン武蔵野について、少しでもイメージしていただけるように、記載についてはまだ粗々なんです、冊子としてまとめさせていただいたものです。まだ内容としては足りない部分、文言などが整っていない部分がありますが、大体このような成り立ちで進んでいくんだなということを見ていただければと思っております。この冊子について、全体を見ていく中で参考になる資料がございますので、今日はご紹介させていただきたいと思います。

18 ページをご覧ください。第1回のご説明したアンケート調査の中で、特徴的だったものについてだけ抜き出した結果になっております。プランを貫く特徴もありますので、ご紹介させていただきます。

「基本目標」の「全体」の「評価指標」として、「理想的な子どもの人数よりも実際に育てられると思う人数の方が少ないと答えた人の割合」は、第1回の協議会の中でもご紹介させていただいたところですが、未就学児童と小学生以上で保護者の傾向が違いまして、未就学児童の保護者が、平成25年度は55%だったところが66%と非常に増えているということで、こういった傾向については懸念していかなければいけないかなと考えております。

一方で、「市の子育て環境や支援への満足度」を聞いたところ、未就学児童の保護者につきましては、平成25年度は39.5%だったところ、令和5年度では57.1%と、非常に上がっておりまして、市がこの間、展開してきた「子ども・子育てを応援するまち」が受け入れられているということの一端も見えるのかなと考えております。

また、1「子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援」で、先ほども病児保育ということでご紹介もさせていただきましたが、「病気やけがで通常の保育サービスを受けることができなかったことのある人の割合」の「未就学」のところは、現状「小学生」でとって、平成25年度は49.8%だったところ、令和5年度は68.6%と非常に上がっております。これは、これまで保育サービスを受けることができなかったというそのときの経験を踏まえた上でという数値なので、現在の小学生以上の保護者が保育サービスを受けられないと思っているかどうかはわかりにくい部分ではありますが、そうであったとしても、この高い割合で病児保育のニーズがあると受け取れると思います。

また、3「青少年の成長・自立への支援」は、子ども自身に聞いているのですが、「い

つも自分の居場所がない感じがしていると答えた子どもの割合」は、平成 25 年度は 23.1%でしたが、令和 5 年度は 13.1%。「毎日が退屈だと感じていると答えた子どもの割合」も、平成 25 年度 33.5%だったのが、令和 5 年度 23%と、この間、取り組んできた子どもの居場所だったり、子どもに寄り添うまちづくりというところが奏功していると考えてもいいのではないかと捉えられるような数字が出ております。

こういった傾向をもとに、第六次プランなども新しい施策を展開していきたいと考えております。

施策につきましては、現状ということで書かせていただいておりますが、一度ご覧いただきまして、より詳細に書いたほうがいいのかということや、載せているグラフや写真、イラストなどがふさわしいのかという観点、漏れている施策がないかといった点でご確認いただければと思っております。

今 ver. 1 ですが、今後、皆さんの意見をいただきながら詰めていきまして、最終的には 11 月に「中間のまとめ」最終案としてまとめまして、パブリックコメントや市民意見交換会などで市民の皆様に諮っていききたいと考えております。

また、次回の子どもプラン推進地域協議会では、現在はまだ冊子の形ですが、もっと読みやすい概要版だったり、簡単版をつくるとしたらどういったものがあるのかということ、また、子どもプランですので、ぜひ子どもの意見を聞きたいと考えておりますが、このような非常に分厚い冊子を子どもに見ていただいて意見をもらうのもなかなか大変だと思いますので、そうした子どもたちから意見を聴取するにはどうしたらいいかといったことについてご議論いただきたいと考えております。そういったアイデアについても何かありましたら事務局にお寄せいただければと思います。

続きまして、資料 6「子育て支援施設整備基本計画（類型別施設整備計画）」です。現在は ver. 1 の冊子には載っておりませんが、最終的な冊子には一緒に載せていくことになります。現在、市が持っている子育て関連施設の老朽度や改築等の方向性について書いています。こちらは子どもプラン単体のものでなくて、市の公共施設の整備計画に基づいて定めていますので、市の資産活用課などの助言を受けながら作成しています。後でご覧いただいて、気になることがありましたら、ご意見等をいただければと思います。

事務局からは以上です。

【会長】

第六次子どもプラン武蔵野の中間まとめが冊子として皆さんのところにもお配りされて

いる状態の中で、まずはお気づきになられることやご質問、ご意見をできるだけ出していただくところからスタートするのかなと感じております。

本日の時点で、ここはというところがございましたら、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

「中間のまとめ」の 61 ページの重点事業 136 番について、質問させていただければと思います。「コミュニティセンターを含めた子どもの居場所のあり方について市の方向性を示します」とありますが、コミュニティセンターの、例えば「ロビーで子どもが過ごしているようなところが現状どうなっているのか。」「コミュニティセンターの学習室の利用状況で、何年生くらいの子どもの何人くらい来ている状況なのか。」「部屋を借りて子ども向けの事業をやっている団体がどのくらいいるのか。」などのそういったコミュニティセンターのどの部分についてヒアリング調査をするのか。先ほど説明の中で、子どもにも意見を聞きたいというお話があったかと思いますが、市の方向性を出した上で子どもたちにも意見を聞くのか。そのあたりについて、今の時点で可能な範囲で教えていただければと思います。

【児童青少年課長】

コミセンはもともと全市民、全世代のための施設になっているのですが、コミセンは 16 カ所、分館も含めて 18 カ所あって、場所によっては子どもとか若者がなかなか利用していない、もしくは利用しづらい施設もあります。もちろん、すごくたくさん利用している施設もあるので、それは規模が大きく、卓球台があつたりして、スポーツ的なことができる。あとは学習室ですね。時間もコミセンによって、子どもたちのいられる時間が決まっていたりするのです。コミセンによって運営の皆さんによっていろいろ決まっていますが、子どもたちが使いやすくするためには、コミセン側としてどうやっていくか、子どもからも意見を聞きたいというところで、ここに書いてございます。現状、具体的に話を進めていて、実際にコミセンを利用している子どもたちから、こういうふうにしてほしいという意見交換の場とか、コミセンの当事者を集めて、意見交換ができるようなことを考えている次第でございます。

【子ども子育て支援課長】

2 番目の、子どもに方針を出して意見を聞くかというところですが、先ほど申し上げたとおり、子どもに関する 1 つ 1 つの事業をこういう方針です、それについて子どもの意見

はどうかと聞くと、高学年や中高生は答えられるのかもしれませんが、全体的なところでは、とるのは難しいと思いますので、子どもが答えやすいように聞いていくことになるかと思います。例えば、どういうコミセンを利用したいかとか、どんな活動ができることを望みますかとか、市はこういうコミセンを検討しているのですがそれについて意見はありませんかとか、ほかに欲しい機能はありますかとか、わかりやすく聞いていくことになるかなと思いますが、今後の検討だと思います。

【会長】

そのほか、いかがでしょうか。

【委員】

18 ページ、先ほどご説明いただいたアンケートの3「青少年の成長・自立への支援」のところですか。私の記憶では、対象が18歳から39歳ですが、合っていますか。

【子ども子育て支援課長】

国のほうで今、青少年と言っているのは39歳までというところですが、武蔵野市の居場所としては、基本的には18歳までの子どもを見ていきたいと考えております。それ以上の青年について何ができるかも、今回のプランの中では検討していきたいと考えております。

【委員】

アンケートの対象の方の年齢がわからないのですけれども、居場所がないと感じた子どもの割合が減っています。ただ、今、中高生の居場所づくりで武蔵野市も取り組んでいると思うのですけれども、例えばどういうところが具体的に居場所と感じたのか、わかる範囲で教えていただければと思います。居場所が足りないとなっているのに、何で減っているんだろうといったことが漠然とした疑問だったので。

【会長】

委員の皆様方からも、ご覧になられているところで子どもの様子がありましたら、あわせて聞かせていただければと思います。いかがでしょう。

【児童青少年課長】

今、アンケートの参考値のところ細かいデータが、事務局のほうでも用意がないです。設問に、どこを居場所と考えていますかという細かいことがあるので、それを取りまめると、こういうところを居場所と感じているという細かいデータが出るかもしれません。今この段階では資料がまだまとまっていないようではございます。ただ、聞いているところ

だと、たしか設問の中には、コミセンや、あそべえ、公園とか友達の家、自宅だとか、いろいろ選ぶところがあったかなと思っていますが、それを取りまとめたデータ、今のところ示せるものはまだない状況でございます。

【子ども家庭部長】

補足で、事務局に確認した上で、先ほど委員から質問のあった青少年のアンケートですが、17 ページに調査の対象が出ています。前回の五次プランは中学生と高校生だけだったのです。六次プランは18歳以上39歳も596人の方にご回答いただいています。

【児童青少年課長】

委員からご質問があった件で、事務局のほうでデータがわかりましたので、回答したいと思います。

先ほどの話で、子どもはどこを対象としているかということで、結論としては18歳までの中高生の世代に対する質問ですので、大人は入っていないです。

何で減ったかというところです。これは先ほどお話があったように、分析するのは難しいのですけれども、この1つ前のページに問い方のところがあると思います。以前、事務局からご説明があったかと思うのですが、今回、子どもたちへのアンケートのとり方が変わっているのです。前は学校に配布して、学校で答えさせていたので、回収率がよかったのですが、今回は郵送して、返信したというところで、回答率がかなり下がっていると思うんです。こういうアンケートにきちんと答えてくれる方と、ほぼ全数調査したときのバイアスというか属性の違いが、もしかしたら若干出ている可能性はあるかなと思います。

【会長】

個人的な意見も入るんですけれども、市の施策ですので、まずマクロな数字といいますか、こういう調査から組み立てていくというのは当然だと思うんです。一方で、そういうときに全体の数字を見落としてしまっていたり、例えば今の話ですと、そもそも居場所という言葉の意味が、平成25年と令和5年で、子どもたちを対象にしたとしても、とり方が違っているということもなくはないと思うんです。委員の皆様方の身近なところで感じられていることを逆にいろいろぶつけていただくことで、こういう大きな数字と子どもたちの実態が浮かび上がってくる面もございまして、お感じになられたことをぜひ自由にお話しくださればと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

【委員】

中間まとめに対する具体的な文言の指摘等々ではなくて申しわけないのですが、今回の第六次プランの大きなテーマとして、昨年制定された子どもの権利条例をどう落とし込んでいくかということが1つあると認識しております。その中で、武蔵野市の条例の特徴として、乳幼児の権利保障を明確にうたっている点は、全国で条例制定している自治体の中でも特筆すべきだと思いますし、その点での武蔵野市の今後果たしていく役割は非常に大きいのではないかなと思っています。なかなかモデルもなく、具体的な施策化は難しい点だと思うんです。特に、自分の思いを言葉にしてあらわせない年齢の子どもたちの声を聞くというところでは非常に難しい課題ではあります。専門性も求められると思うんですけれども、非常に重要な内容なので、ぜひ反映させていただきたいし、具体的な提案もしていきたいと思っています。

モデルがなくて、難しさはあるのですが、変えていこうという主体側のエネルギーは非常に感じています。例えば、私が所属する法人が6月に行った研修会があるのです。山梨大学の名誉教授の加藤繁美先生を呼んで、「子どもの権利条約の時代の保育実践―保育の中の子どもの声―」というテーマで、市内の保育施設にも参加を呼びかけたところ、会場のキャパシティを超える応募があつて、お断りをしたり、急遽オンラインを設定したりしました。250名以上の参加者があり、さらに継続を要望するリクエストも多くて、11月の子どもの権利の日の前日、11月19日に、同じく加藤先生を呼んで、子どもの権利条例の視点をさらに深めるということで、500名規模での研修会を予定しています。非常に反応がよくて、学びたいという意欲も非常に多いという手応えを感じているので、学ぶだけではなくて、施策化していきたいということで協力していきたいと思います。よろしくお願いします。

【会長】

ご意見を賜ったということでよろしいでしょうか。

【委員】

プランのほうではなくて、地域子ども・子育て支援事業におけるニーズのほうです。こちらに放課後デイサービスであるとかフリースクールといったところのニーズは調査されているのでしょうか。

【子ども子育て支援課長】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の目標量ということで、国が定める事業メニューに応じてつくっているものですので、現在、放課後デイサービスと

かフリースクール等が入っていないところです。ただ、第六次プランの中では、子どもたちの居場所として必要なものも障害者福祉や教育部と連携して記載しておりますので、ここに具体的な確保数は入らないのですが、どのように展開していくかというのはプランの中に詳細に書いていきたいと思っております。

【委員】

障害のあるご家庭の子どもは数が少なくなっています。ニーズが把握しにくい部分があるかと思うので、しっかりやっていただけるとうれしいです。

【会長】

まだまだ議論のあるところかと思いますが、時間の都合もございますので、この「中間のまとめ」に関しまして、引き続きご質問、ご意見等がございます場合は、委員の皆様方から事務局に適時戻していただくということで、ひとまず本日はこれで次に進めさせていただきますだけだと思いますが、よろしいでしょうか。——ありがとうございます。

（４）第四期学校教育計画（中間まとめ）について

【会長】

続きまして、（４）「第四期学校教育計画（中間まとめ）について」でございます。ご説明をお願いしたいと思います。

【教育企画課長】

資料７－１「第四期学校教育計画（中間まとめ）」の内容をご説明します。「中間まとめ」は８月１５日に公表しておりまして、９月３０日までの期間でパブリックコメントを募集しているものです。

まず、こちらの冊子の概要からご説明させていただきます。

表紙をめくっていただくと、Ａ３判で体系図があるかと思います。こちらが学校教育計画の全体像を定めたものです。一番大きなところで教育理念です。「自他の幸せと豊かな社会を実現する 未来の創り手を育む」ということで、自分自身の幸せを感じながら他者と協働できる子どもを育てるという内容の教育理念を掲げております。

そして、方針を３つ定めております。

方針Ⅰが「学校での子どもの育ちや学びを支える基盤をつくる」です。学校が家庭・地域や関係機関と連携することで、子どもを育てる基盤を強くしていくという施策を掲げております。

方針Ⅱが「自らの人生を切り拓く自信と意欲を育む」ということで、内容としましては、子どもの権利を保障しながら、学校を安心でき自信を深める場所にしていく。また、ICTや体験活動を通じて子どもの意欲、学びを充実させていくという内容の施策を掲げおります。

方針Ⅲが「多様性を活かし、社会を形成する力を培う」ということで、子どもが他者と対話しながら主体的にまちづくりや社会にかかわる力を育てる。また、教員も主体的に学校の運営や社会に参画していく意識を高めるという施策を掲げております。方針Ⅰ～Ⅲはそれぞれ循環しながら高めていくという意味を込めて、この図には矢印の記載をしております。

全体の方向性をざっと説明します。

まず、目次がございます。第1章が計画策定の背景ということで、1ページから始まります。

2ページに、この計画を策定するに当たっての社会的背景、教育に関する国や東京都の動きを記載しております。あわせて、市の動きも記載しております。

4ページからは、第三期の学校教育計画の振り返りということで、第三期の各施策の成果を記載しております。

第Ⅱ章「計画の理念とその実現に向けて」が9ページから始まります。

10ページでは、教育の理念についての説明ということで、「自他の幸せ」。聞き慣れないかもしれませんが、自分自身と他者、「利他性」や「協働性」という意味を込めているという説明を記載しております。

13ページは、この次から記載している各施策の構成について、ひな形を説明しております。

15ページから、方針Ⅰについての具体的な説明でございます。まず、最初のページで方針Ⅰの内容を説明しております。

16ページは、この方針のもとに掲げた施策について、この計画の審議会で出たポイントとなる意見を1「施策に関する意見」にまとめて載せています。2「これまでの取組に関連するデータ」は、それに関する数値的なデータ、アンケートですとか国の調査から引っ張ってきたデータを載せております。

17ページは、この施策を実現するための具体的な取り組みを載せております。

各施策については、意見、データ、取組という構成で、このページ以降に載せています。

方針Ⅰが21 ページまでです。

それぞれの方針の最後のページに、例えば方針Ⅰですと、22 ページになりますが、「方針Ⅰを推進するにあたって注目する指標」、方針Ⅰに出てきた用語の説明、審議会で話題となった事項をコラムという形で掲載しております。

方針Ⅱが23 ページから、方針Ⅲが35 ページからということで、同様の構成で掲載しております。

以上が「中間まとめ」の説明です。

続きまして、資料7-2です。こちらは今回の計画が子どもの主体的な学びですとか、社会参画なども大きなテーマとしておりますので、子どもたちにもこの計画を理解してほしいということで、この中間まとめの簡単版を作成しております。A4で4ページのリーフレットでつくっております、1ページ目が教育理念についての説明、次のページが体系図です。子どもにも理解しやすい表現にしているのと、イラストも掲載しております。

最後のページです。今、進めている学校の建て替えについても載せていて、QRコードから子どもたちの意見を出せるようになっております。明日から2学期が始まるのですが、学校を通じて子どもたちに配布、説明していくことを予定しております。

資料8は、学校教育計画を子どもプランのほうに落とし込むために、学校教育計画の体系図の取組が子どもプランの施策にそれぞれ対応する表にしております。長期計画や子どもプランを踏まえた計画内容となっておりますので、こちらの対応表の内容で子どもプランに落とし込んで表現しているということでございます。

説明は以上でございます。

【会長】

資料8も踏まえていただきながら、ご質問、ご意見がございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

資料7-2に関しまして、ご説明をありがとうございました。こうした教育計画を子どもたちにわかりやすい形でお伝えしていくという姿、資料に、とてもいいなと思って拝見させていただきました。そして、明日から学校が始まり、こうしたものを配布し、その中で9月30日までに学校のことについて皆さんの考えを教えてくださいというQRコードを付しているということですが、どのように積極的に子ども自身から回答をいただくのかとか、このQRコードを積極的に活用していただけるような方策や、別の方法でお子さん

からこうしたものについての意見をいただくことをご検討いただければと思っております。積極的に意見をいただける方法を何かお考えでしたら、ご教示いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【教育企画課長】

こちらのQRコードを読み取ると、子どもたちが回答しやすいように、選択式の問いを用意しております。各方針について何を重点的にやってほしいかという選択式の問いと、自由回答ができるようなフォームを用意しております。

もう一点、今回子ども向けのワークショップもやっておりまして、小学5年生以上を対象に、子どもに実際このリーフレットの説明をしながら、子ども同士で意見交換もできるような取り組みもやっております。

以上でございます。

【会長】

そのほか、いかがでしょうか。

【委員】

今、フォームを見ているのですけれども、対象は小学1年生からになっているのですが、漢字がかなり多いです。これは1～2年生には難しいんじゃないかという気がしますが、どうでしょうか。

【統括指導主事】

簡単版のほうは、小学5年生以上配布としております。こちらを読み込んでやっていくとなると、5年生以上を考えております。ただ、簡単版は市のホームページ等でも公開していることもありまして、5年生以下の子たちも保護者の方と一緒にやったり、自主的にやったりというところもあるかと思いますので、小学1年生以上という形にさせていただいております。確かに漢字が多くて読みにくいところがあるかと思うのですけれども、一方で全てに振り仮名をしますと、逆に5年生以上には読みづらさがあるという難しさもありまして、落としどころとして、まずは5年生以上の子たちが回答できるような形とさせていただいているところでございます。

【会長】

それでは、こちらに関しましても、引き続き子どもプランの中で折りに触れ、関連するところを考えていくことになると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4 その他

【会長】

それでは、本日予定されておりました議事は以上でございます。報告事項は先にお進みいただいていますので、「その他」ということで、事務局から何かございますでしょうか。

【子ども子育て支援課長】

今日、机上に配布させていただいた「武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画 テーマ別論点集」について、簡単に触れさせていただきたいと思います。

市長が昨年度の選挙でかわりまして、小美濃市長のもと、公約とそれまでに策定がなされました第六期長期計画・調整計画と齟齬があるようなことについて特出しして、第二次調整計画で検討し直す必要があるんじゃないかというテーマについて、策定委員会を設けて検討がなされているところです。

1 ページ目をあけていただいて、真ん中のほうです。論点となっているテーマは5つありまして、今回、子どもプランのほうで関係してくるのは、2「子育て世代への外出支援」、3「今後の学校改築のあり方の検討」、4「吉祥寺イーストエリアのまちづくり」。このあたりが子どもの分野にかかわってくるものとなっております。もちろん、策定委員会の中で検討していくというのがメインのことではあるのですが、子どもプラン推進地域協議会の意見を反映してもらうように上に上げることは十分できます。こういった専門の分野でやっていただいている方々からのご意見は貴重だと思いますので、今回、触れさせていただきたいと思っています。

それぞれについて、簡単にご説明させていただきます。

8 ページ目をご覧ください。「子育て世代への外出支援」です。市長の公約としましては、高齢者支援施策としてやっているレモンキャブを子育て世代にも広げたいという思いを市長は持っていたところなんです、実際にはレモンキャブにつきましては、9 ページ目、福祉有償運送という現行法の枠組みの中で、子育て世代はこのレモンキャブとして実行することはできないことがわかっております。その上で、子育て世代につきましては、10 ページの3「テーマにおける論点」、外出支援がニーズとしてあるのは確実ですので、子育て世代への外出支援の手法を（2）タクシー券等の配付で賄うのか、タクシー事業者との新しいサービスという形でサービス提供を探るのか、その方法などを二次調整計画で検討しております。

続きまして、12 ページ、「今後の学校改築のあり方の検討」です。市長の公約としまし

ては、調整計画の中で記載がありました第二中と第六中の統廃合について、白紙に戻すというものでした。こちらについても、14 ページの「テーマにおける論点」になりますが、市長が第二中、第六中だけではなくて、市全体のこれからの改築をどう考えるかが大事ではないかということで、昭和の時代に建設された中学校6校を今後どう整備していくのが必要かの検討が必要だということ。また、将来の教育を見据えた教育面、建築面はどういったものがあるのかを策定委員会の中で検討しています。

続きまして、16 ページ、「吉祥寺イーストエリアのまちづくり」です。こちらはダイレクトに子ども分野にかかわってくるものではないのですが、16 ページの真ん中、吉祥寺東部地区のまちづくりの今後の拠点になります本町コミュニティセンターを移転する 23 番街区と呼ばれている種地に対して、東部地域で不足している、先ほどもありました中高生世代の居場所をつくっていくことができないかというのが、まちづくりの中の1つの計画として出ています。

19 ページをお願いします。今申し上げたとおり、3 「テーマにおける論点」ですが、本町コミセンの移転に伴い、複合化する施設の中に中高生の居場所を入れたいというのが、子ども家庭部としての方針ですが、実際にどういった施設になるのかというのは全体の中で検討する必要があります。

これらが子ども分野にかかわる第二次調整計画の論点になります。実際に策定委員として入っていただいている箕輪先生が子どもプランの推進協議会の委員でもあられますので、箕輪先生、もし何か補足がありましたら、お願いいたします。

【副会長】

今、ご説明がありましたように、市長がかわられたことによって、昨年度つくられた調整計画がもう一度調整にかかるという状況で、今回皆さんにお伺いしたくて、こちらを足していただけたらと私からお願いをしました。

特にお聞きしたいのが、まず、子育て世代への外出支援についてです。既に子ども商品券というものが配られている状況で、さらに外出支援が必要だとすると、どれくらいの年齢のお子さんをお持ちのご家族に必要なのか。

あと、市長はお子さんを病院に連れていくときという例を挙げられていたのですけれども、実際に外出支援を行うときにどういったニーズがありそうなのかということ、特に小さなお子さんにかかわられている方にお伺いできればと思います。

ただ、話の中でも市長は1歳とかそれくらいまでのお子さんを想定されているような

ですけれども、実際、年齢は乳幼児までというところを考えるのか、もう少し大きな子どもまで考えるのかというところも議論しなければいけなくて、特に外出支援については皆さんのご意見を伺えればと思います。

また、学校改築については、もともと二中、六中のことを書くことによって議論が進められればという形でこのように書いているのですけれども、今ご説明にあったようなところで全市的に考えて、今後の学校のあり方を建築面で考えたときに、こういったことが必要なんじゃないかというご意見があれば、いただけたらと思います。

私から特にお伺いしたいのはその2点になります。ご意見がある方、いらっしゃいましたら、よろしくお願いします。

【会長】

ご意見があればということですが、いかがでしょうか。

【委員】

外出支援ということだと、多胎児をお持ちの方、1～2歳のお子さんと第二子を産むとか第三子を産むという場合は、外出支援が欲しいと思います。それが果たしてタクシーとかそういうものなのかというと、現実的には人の手が欲しいというケースがありますね。現状、例えば産前産後支援ということがあって、私どもから同行支援という形があります。産後の場合は、赤ちゃんを見られないということで、同行する。その程度のことなんです。そういう場合、新生児を連れていく、同行するよりは、そこで預かってあげたりする。逆にそういう支援がいいのではないかと思います。

レモンキャブも大変いい話なんですけど、レモンキャブの担い手がいないという現状も考えると、タクシー券もどうなのか。なかなか難しいですね。何をもとにしてとか、所得で制限するのかとか、第何子がいるからとか、年子だからとか、何歳にするのかということもなかなか難しいんです。多動なお子さんとか、ちょうどイヤイヤ期に当たったとか、いろんなケースがあるので、簡単にそういうサービスがあればいいだけではなく、もう少し丁寧な、寄り添った感じの施策にぜひしていただきたいと私は思います。

【会長】

学校の建て替えに伴って、学校のあり方みたいなことに対するご質問もありましたけれども、いかがでしょうか。

【委員】

今お話のあった子育て世代の外出支援に関しては、これを決定するとか、案をつく

るまでにどれくらいの時間の猶予があるのでしょうか。僕個人としての意見というよりも、市保連としては、市保連に入っている方々に意見を聞く場があるといいと思っているのですけれども、時間的にそういったものが許されるのかどうかということをお伺いさせていただきます。

【副会長】

実は時間的にはそんなになくて、もしご意見をいただけるのであれば、本当に直近になってしまうのですけれども8月31日に市民意見交換会がございまして、そちらに来ていただいてという形があります。私の手元にスケジュールがないのですけれども、もう一回ぐらい、オンライン等でもあります。

【委員】

9月の終わりにオンラインがあると、この前、案内が来ました。

【副会長】

そちらでお話いただく形になるかと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】

今、副会長からありました2点につきまして、引き続きお考えくださる中で、こんなことがということがありましたら、事務局にお知らせいただくということでお願いしてよろしいでしょうか。——ありがとうございます。

【子ども子育て支援課長】

続きまして、次回の日程についてもご説明させていただきます。次第の4「その他」をご覧ください。第3回につきましては10月8日（火）6時～8時で行いたいと考えております。また、年明けの第4回、この第六次プランの策定までの最後になりますが、2月3日（月）6時～8時で予定を入れていただきますようお願いいたします。

今日、皆様にご報告したいことが1点ございます。この後、行います子どもの権利部会についてです。

今、子どもの権利部会の部会長を半田勝久先生に担っていただいているところなんです、最初にご説明したとおり、10月1日から子どもの権利擁護センターが開設しまして、そちらで子どもの権利擁護委員として半田先生には相談に対応していただくこととなります。擁護センターは、市とは独立した附属機関であるのですが、市の一機関として活動していただくこととなりますと、子どもの権利についての部会で出た意見を直接半田先生が部会長としてまとめるというのが、お立場として難しいというお申し出を半田先生からい

ただきましたので、半田先生のご意向を尊重しまして、子どもの権利部会の部会長と部会委員からは半田先生がご辞退されると伺っております。この後の権利部会の中で新しい部会長などは皆さんに互選いただきたいと思いますと思っておりますが、まずはそのことをご報告させていただきたいと思います。

子どもプラン推進地域協議会の委員につきましては、引き続き担っていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【会長】

それでは、第2回の協議会を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

以上